

令和7年度（2025年度）指定管理鳥獣捕獲等事業調査業務
公募型プロポーザル実施要領

令和7年（2025年）8月13日
熊本県環境生活部環境局自然保護課

1 趣旨

この要領は、令和7年度（2025年度）指定管理鳥獣捕獲等事業調査業務委託を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式による技術提案を実施し、本業務を確実に遂行できるものを選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 技術提案に付する事項

- (1) 業務名 令和7年度（2025年度）指定管理鳥獣捕獲等事業調査業務委託
- (2) 業務内容 令和7年度（2025年度）指定管理鳥獣捕獲等事業調査業務委託仕様書のとおり
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和8年（2026年）3月18日（水）までとする。
- (4) 業務委託予算上限額
5,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(5) スケジュール

公募開始	令和7年（2025年）8月13日（水）
質問受付期限	令和7年（2025年）8月20日（水）午後5時必着
質問回答期限	令和7年（2025年）8月22日（金）午後5時必着
参加申込期限	令和7年（2025年）8月29日（金）午後5時必着
技術提案書提出期限	令和7年（2025年）9月 3日（水）午後5時必着
選定結果通知	令和7年（2025年）9月 5日（金）〈予定〉
見積書徴取・契約	令和7年（2025年）9月12日（金）〈予定〉

3 公募型プロポーザル方式による業務委託候補者の選定

業務委託候補者（以下「委託候補者」という。）の選定は、公募型プロポーザル方式により行う。

公募型プロポーザルへの参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、公募型プロポーザルへの参加申し込みを行った上で、仕様書の業務内容をどのような手法、体制で実行するのか、業務を遂行するに当たっての計画、方法等について具体的に提案を行うこと。

提案内容については、熊本県環境生活部自然保護課にて審査を行い、本業務の実施に際して最も適した提案者を委託候補者とする。

4 プロポーザル参加に際しての留意事項

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、選定の対象から外し、若しくは委託候補者としての選定を取り消す場合がある。
 - ①選定手続業務に従事する職員又は関係者に対し、不正な接触行為その他正当な手続を妨げる行為の事実が判明した場合
 - ②本件技術提案について不正な利益を得るために連合した場合
 - ③提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
 - ④提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ⑤公募型プロポーザル参加者（以下「提案者」という。）が下記5に定める参加資格

を満たしていないことが判明した場合

⑥本公告の内容に違反すると認められる場合

⑦提案者による業務遂行が困難であると判断される事実が判明した場合

⑧担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

⑨その他社会的信用を損なう行為等により、提案者が委託業務を行うことについてふさわしくないと県が認めた場合

⑩その他選定手続において不正な行為があったと県が認めた場合

(2) 提案者は、当該業務に対して複数の提案書の提出を行うことはできない。

(3) 提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。ただし、誤字脱字等の軽微なものを除く。

なお、提出書類は採用の有無にかかわらず返却しない。

(4) 提出書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

(5) その他

①提出された書類等は、情報公開請求により開示することがある。

②公募型プロポーザルへの参加に要する諸費用は、すべて提案者の負担とする。

③本手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限り、本手続において使用する単位は、日本の標準時及び計量法によるものとする。

④提出された書類は、提案者に無断で使用しない。ただし、委託候補者の選定を行う作業に必要な範囲で複製を作成することがある。

⑤配付する資料等は、本プロポーザル応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。

5 公募型プロポーザル参加者（提案者）の資格

本事業の目的を達成するため、次のとおり参加資格を設ける。

(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（令和3年熊本県告示第672号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、業務委託契約等入札参加資格名簿の営業種目「調査業務」に関する入札参加資格を有すると決定された者であること。

なお、入札資格を有しない者は、熊本県出納局管理調達課へ令和7年（2025年）8月20日（水）までに入札参加資格審査の申請を行うこと。

(2) 企画提案書受付期間において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更正計画認可決定を受けていること。

(3) 企画提案書受付期間において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。

(4) 企画提案書受付期間において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。

(5) 暴力団又は暴力団員もしくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）の統制下でないこと。

6 業務委託に関する事務を担当する課の名称等

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1

熊本県 環境生活部 環境局 自然保護課

TEL 096-333-2275
FAX 096-384-5135
電子メール: shizenhogo@pref.kumamoto.lg.jp

7 技術提案書等の提出等

(1) 参加申込書の提出

- ①提出期限 令和7年(2025年)8月29日(金)午後5時必着
- ②提出場所 上記6の場所と同じ
- ③提出書類 参加申込書(様式第1号)
- ④提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は必ず事前に連絡すること)

(2) 技術提案書の提出

- ①提出期限 令和7年(2025年)9月3日(水)午後5時必着
- ②提出場所 上記6の場所と同じ
- ③提出書類
 - ・技術提案書提出文書(様式第2号)(1部)
 - ・技術提案書(様式第3号)別表第1の提案事項をもれなく記載する(3部)
 - ・経費見積書(様式第4号)対象となる経費は別表第2の範囲内とする(1部)
 - ・事業者の取組みに関する申出書(様式第5号)(1部)
- ④提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は必ず事前に連絡すること)

(3) 技術提案書の説明

提案者は、ヒアリングを実施する場合があるので、あらかじめ承知しておくこと。
なお、詳細については実施することになった時点でその旨を別途通知する。

(4) 質問の受付

本案件について不明な点がある場合は、契約担当者に対して説明を求めることができる。

① 受付期間

令和7年(2025年)8月13日(水)から同年8月20日(水)までの午前9時から午後5時まで(必着)とする。ただし、県の休日を除く。

② 受付方法

「質問・回答書(様式第6号)」により電子メールで提出すること。ただし、到着したことを電話で契約担当者に確認すること。

③ 受付場所

上記6の場所と同じ

④ 回答

電子メールにより回答する。

⑤ その他

ア 技術提案実施後、仕様書についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

イ 質問者の所在地、名称、担当者指名、電話番号、ファクシミリ番号を記載すること。

ウ 提案書の審査に関する質問には回答できない。

8 委託候補者の選定等

(1) 委託候補者の選定

自然保護課において、別添「指定管理鳥獣捕獲等事業調査業務委託技術提案審査要

領」に基づき、委託候補者を選定する。

(2) 選定結果の通知方法等

- ①選定結果については、審査終了後、自己の結果のみを参加者に書面で通知する。
- ②審査内容及び選定結果に対する問合せには応じないものとし、選定結果に対するいかなる異議申し立ても受け付けないものとする。

9 契約の締結

(1) 契約書作成の要否

委託候補者の選定後、提出された技術提案を基本として当該事業者と県と協議の上、詳細内容を決定し契約書により契約を締結する。

(2) 契約保証金

熊本県会計規則（昭和 39 年熊本県規則第 18 号）第 77 条の規定による。
ただし、会計規則第 78 条の各号に該当する場合は、免除する。

10 詳細

詳細は、令和 7 年度（2025 年度）指定管理鳥獣捕獲等事業捕獲調査業務委託仕様書による。